

**当窓口で取扱っている
信託商品について、
次の点にご留意いただきますよう
お願いいたします。**

- ・信託商品は、元本の補てんの契約をしておりませんので、元本が保証されている商品ではありません。
- ・元本の補てんの契約をしていない信託商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・元本の補てんの契約をしていない信託商品の運用による損益は、信託商品を購入されたお客様（受益者）に帰属いたします。